平成２２年（フ）第６６号
千葉県山武郡芝山町殿部田347番地
破産者　竹尾　幹夫（旧姓江幡）
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４４０号
川崎市高津区久末1785番地２　クレストフォルム日吉602
破産者　森原　秀逸
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地１街区７号棟102号室
破産者　川瀬　義明
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２２号
神奈川県相模原市南区若松３丁目22番２号、開始決定時の住所神奈川県相模原市西大沼２丁目18番25号
破産者　奥田　一雄
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
富山市新庄町３丁目９番12―201号　新庄マンション、前住所富山市城村新町35番地
破産者　土肥　義孝
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
富山市新庄町３丁目９番12―201号　新庄マンション、前住所富山市城村新町35番地
破産者　土肥　雅江
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２３号
長野市若穂保科2348番地
破産者　片桐　眞治
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
静岡県島田市中溝町1558番地の11
破産者　外村準一郎
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２号
三重県伊賀市桐ケ丘１丁目40番地
破産者　桝谷　武志
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１４８号
三重県名張市百合が丘東７番町136番地、前住所三重県名張市梅が丘北５番町168番地
破産者　梅﨑　吉広
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３３号
三重県名張市百合が丘東２番町15番地
破産者　坂田　　修
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４８号
岐阜県養老郡養老町竜泉寺1112コーポハピネス５号、住民票上の住所滋賀県東近江市綺田町463番地
破産者　中村　昭則
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第４９号
岐阜県養老郡養老町竜泉寺1112コーポハピネス５号、住民票上の住所滋賀県東近江市綺田町463番地
破産者　中村　文子
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第５０号
滋賀県東近江市綺田町463番地
破産者　中村邦雄こと　金　　邦雄
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８６号
滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦4713番地５
破産者　佐野　寿昭
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７４８７号
大阪府交野市星田１丁目34番２―203号、前住所大阪府交野市星田１丁目13番31号
破産者　瀬川　博樹
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８１号
大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目23番１号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市はびきの３丁目４番３号
破産者　藤原　英剛
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４０２号
大阪市中央区日本橋１丁目25番16号　グロリーハイツ301
破産者　小林　一三
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部